

Business
Report
No.1509

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

2014年度物納申請は 5 年連続の減少
ピーク時1992年度の0.9%まで減少

今月のトピック

Part 2

就業規則見直しの必要性



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック
Part 1

2014年度物納申請は5年連続の減少 ピーク時1992年度の0.9%まで減少

国 税庁がまとめた2014年度相続税の物納申請状況等によると、今年3月までの1年間の物納申請件数は209件で前年度比28.1%減となったが、金額では大口案件があったため同262.0%増の286億円と大幅増加。件数は5年連続の減少、金額は5年ぶりの増加となった。

物納申請件数は、バブル崩壊後の1990年度以降、それまで年間400～500件程度に過ぎなかったものが、バブル期の地価急騰及びその後の地価急落で、路線価が地価を上回る逆転現象が起こり、土地取引



の減少から土地を売ろうにも売れず、1990年度に1,238件、1991年度に3,871件、そして1992年度には1万2千件台まで急増した。

しかしその後は、事前に相続税額を試算して納税準備をするなど相続開始前から納税対策を行う納税者が増えたことなどから、1999年度以降は年々減少。2014年度も5年連続の減少となっており、2014年度の申請件数はピーク時1992年度(1万2,778件)のわずか0.9%、金額でも同じくピーク時1992年度(1兆5,645億円)の0.2%にまで減少している。

一方、処理状況をみると、前年度からの処理未済を含め前年度比34.2%減の131件、金額では同306.8%増の301億円を処理した。金額は大口案件があったため。処理の内訳は、全体の7割強の88件が許可されて財務局へ引き渡され、物納財産として不適格として18件が却下、残りの25件は納税者自らが物納申請を取り下げている。

税理士の目

税理士 東海佳宏

相続税の物納は、「延納によっても金銭での納付が困難である事由があること」などの要件を満たした場合にのみ認められる制度です。

物納申請は却下されることもあり、昨年は実際に申請の約1割が却下されました。相続が起こって残された遺族が困らないようにするためにも、状況を把握して、相続資金の準備、対策を事前にするをお勧めいたします。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業65年を超える信頼と実績

200名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

就業規則見直しの必要性

(1) 労使トラブルの現状

近年、雇用形態の多様化により処遇の問題が表面化したトラブル、また、解雇や時間外手当不払い等に関する労使紛争が増加傾向にあります。

さらに、ここ数年、労働基準法等の改正が頻繁に行われたことも反映して、職場の規律、服務規律、賃金等の処遇を定めた会社の規範である就業規則の見直しの必要性が高まっています。

労働基準法第89条は、常時10人以上の労働者を使用する使用者の就業規則作成(変更を含む)・届出義務及び記載事項について規定していますが、この時代にあっては、企業の業種や規模、業態によって異なる労働条件や経営方針を明確にする就業規則・諸規定が法律にかかわらず必要不可欠のものとなっています。

(2) 就業規則とは

会社が事業運営にあたり多数の社員を継続的に雇用するためには、一定の秩序のもとに有機的、組織的に就業させることが必要となります。就業規則は、「経営サイドの要請に基づき、その秩序を作り維持するために社員が遵守すべき服務規律や労働条件等を画一的、統一的に定め、明文化し社員に周知させたもの」と一般的には定義されています。

(3) 就業規則の意義とその効果

就業規則に求められる意義や効果は、一定の秩序の下、社員を有機的、組織的に就業させることです。労使間の雇用環境の変化や就業形態の多様化により、労使間の労働条件をめぐるトラブルはますます増加している中で、就業規則を策定し、正しく運用することにより、例えば、次のような意義や効果が期待できます。

- ① 会社が、社員の雇用において生ずる様々なリスクに備えることができる。
- ② 労使間の労働条件や服務規律の理解や解釈の違いから起こるトラブルを未然に防げるようになる。
- ③ 万が一、労使間でトラブルが生じた際、その解決の道しるべとなる。
- ④ 労働条件の明文化により、社員に安心感や公平感を与えることができる。
- ⑤ 社員のやる気の向上や明るい職場の形成につながる。
- ⑥ 結果的には、会社の発展に寄与する。

社労士の目

社労事業部 西山早苗

就業規則は事業所のルールブックです。このルールブックがないと、労働者の様々な問題に一定のルールを持って対応することができなくなり、労働者の不信感を招いたり、労使間のトラブルに発展する危険性が高まります。また、一度作ったきりで見直しをしていない就業規則は、法改正や世間の流れに対応できていない形だけのルールブックになってしまいます。

労使ともに安心して働けるように就業規則の作成、定期的な見直しを行い、トラブルを未然に防げる体制を整えておきましょう。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、ゆびすいの担当者との相性を確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171